

平成27年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行コ)第11号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 金沢地方裁判所平成25年(行ウ)第5号)

口頭弁論終結日 平成27年3月16日

判 決

金沢市

控訴人兼被控訴人

(以下「1審原告」という。)

金沢市広坂1丁目1番1号

被控訴人兼控訴人

金沢市長山野之義

(以下「1審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

向 峠 仁 志

金沢市

1審被告補助参加人

清 水 邦 彦

金沢市

同

田 中 仁

金沢市

同

松 井 純 一

金沢市

同

秋 島 太

金沢市

同

角 野 恵 美 子

金沢市

同

源 野 和 清

金沢市

同

横 越 徹

金沢市

同 久 保 洋 子

1 審被告補助参加人ら訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

主 文

- 1 1 審被告の控訴に基づき，原判決主文 3 項を取り消し，同項に係る 1 審原告の請求を棄却する。
- 2 1 審原告の控訴及び 1 審被告のその余の控訴をいずれも棄却する。
- 3 1 審原告の当審における拡張請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は，第 1，2 審を通じてこれを 4 分し，その 3 を 1 審原告の負担とし，その余を 1 審被告の負担とし，1 審被告補助参加人清水邦彦の補助参加によって生じた費用は同補助参加人の負担とし，その余の 1 審被告補助参加人らの補助参加によって生じた費用は 1 審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

1 1 審原告

原判決を次のとおり変更する。

1 審被告は，別紙議員等目録の「議員」欄記載の金沢市議会議員に対し，同目録の「当審請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成 24 年 5 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員をそれぞれ支払うよう請求せよ。

2 1 審被告

- (1) 原判決中 1 審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記に係る 1 審原告の請求をいずれも棄却する。

第 2 事実関係

1 事案の概要

- (1) 本件（原審における事案）は，金沢市の住民である 1 審原告が，別紙議員

等目録の「議員」欄記載の金沢市議会議員は、それぞれ平成23年度に交付を受けた政務調査費について、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例所定の使途基準に反する違法な支出をしたため、同市に対して違法支出に係る金額に相当する金員を不当利得として返還するとともに、その履行期限の翌日である平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきであるところ、1審被告がその請求を怠っていると主張して、1審被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、同目録の「事務所費」のうち「原審」欄記載の金額と「自動車リース料」のうち「原審」欄記載の金額との合計額から「自己資金」欄記載の金額を控除した残額である「原審請求額」欄記載の金員及びこれに対する上記同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を上記各議員にそれぞれ請求することを求めた事案である。

- (2) 原審は、1審原告が問題とした上記各議員の事務所費及び自動車リース料への政務調査費の支出について、清水邦彦議員、澤飯英樹議員、井沢義武議員及び上田章議員によるその支出の一部が使途基準に適合しないから違法であるとし、また、返還されるべき政務調査費を支払う履行期は到来していないから遅延損害金は発生していないと判断した上で、不当利得として、66万9117円の支払を清水邦彦に請求すること、1万3960円の支払を澤飯英樹に請求すること、1481円の支払を井沢義武に請求すること及び49万円の支払を上田章に請求することをそれぞれ求める限度で1審原告の本件請求を認容し、その余をいずれも棄却した。
- (3) 1審原告は、敗訴部分の取消し等を求めて控訴し、当審において訴えを変更して、別紙議員等目録の「議員」欄記載の金沢市議会議員に対し、「事務所費」のうち「当審」欄記載の金額と「自動車リース料」のうち「当審」欄記載の金額との合計額から「自己資金」欄記載の金額を控除した残額である「当審請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成24年5月1日から支払

済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ請求することを求めた（なお、原審請求額と比べると、上田章に対して支払を請求することを求める部分は請求を拡張し、同人及び井沢義武を除く上記各議員らに対して支払をそれぞれ請求することを求める部分は請求を減縮した。）。

また、1審被告も、敗訴部分の取消し等を求めて控訴した。

2 関係法令等の定め及び前提事実

本件の関係法令等の定め及び前提事実は、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決6頁7行目の「必要があるとされている。」を「必要があるとされ、事務所の形態に応じた按分率の上限の基準として、①調査研究活動専用事務所＝全額、②調査研究活動事務所＋政治団体事務所＝2分の1、③調査研究活動事務所＋住居等＝2分の1、④調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等＝3分の1などとされている。」に改める。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の4に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁18行目の「違法性の有無」の次に「及び本件に係る不当利得返還義務の履行期」を加える。

(2) 原判決8頁11行目から20行目までを次のとおり改める。

「(ア) 市議会議員の活動は、調査研究活動のほか、政党活動、選挙活動、後援会活動など多岐にわたり、これらの活動が渾然一体となつて行われるのが実態であつて、このことは事務所が複数であつても変わらず、調査研究活動専用事務所の存在は考え難いから、事務所費に政務調査費を支出するに当たっては、本件手引きが規定する基準に従い、1か所の事務所経費にのみ充当することが認められ、かつ、事務所の形態に応じて調査研究活動事務所兼政治団体事務所の場合は2分の1、調査研究活動事

務所兼政治団体事務所兼住居等の場合は3分の1を上限とし、議員活動全体に対する調査研究活動の実態の比率等に応じて按分しなければならず、このような按分をすることなく政務調査費を支出することは、本件使途基準に適合していないことを推認させる一般的外形的事実に当たる。

そして、本件各議員は、当該事務所が調査研究活動専用事務所である事実を証する書類を議長に提出していない上、1審被告及び同補助参加人らも上記事実を立証していないから（本件各議員の陳述書によって、この事実を認めることはできない。）、本件手引きの基準に従い、①当該事務所が調査研究活動事務所兼政治団体事務所である源野議員、秋島議員、角野議員、久保議員、清水議員、松井議員、安達議員、井沢議員及び田中議員については、それぞれの事務所費のうち、個々の費目の2分の1を超えて政務調査費が支出された部分、②当該事務所が調査研究活動事務所兼政治団体事務所兼住居等である横越議員及び澤飯議員については、それぞれの事務所費のうち、個々の費目の3分の1を超えて政務調査費が支出された部分、③当該事務所が平成23年4月から同年8月までは調査研究活動事務所兼政治団体事務所兼住居等、同年9月以降は調査研究活動事務所兼政治団体事務所である上田議員については、その事務所費のうち、前者の個々の費目の3分の1を超えて政務調査費が支出された部分及び後者の個々の費目の2分の1を超えて政務調査費が支出された部分は、それぞれ違法であり、その違法支出合計額は、別紙議員等目録の「事務所費」のうち「当審」欄記載の金額となる。」

(3) 原判決9頁13行目から10頁21行目までを次のとおり改める。

「ア 本件手引きは、自動車リース料について、1台分に限り充当割合を2分の1とし、限度額を月額3万円とすると規定しているが、当該自動車調査研究活動に使用された比率に応じた按分率の基準及びその根拠となる算式を独自に規定していない。

本件で問題となるリース料に係る自動車は、いずれも自家用車であるから、個人的な用務（日常生活用務）に使用される割合が大半である上、議員活動に使用される場合にも調査研究活動とその他の活動が渾然一体となっているから、本件手引きが規定するところの調査研究活動事務所兼政治団体事務所兼住居等の形態の事務所の通信費に係る按分率を算出する算式及び充当限度額（按分率の上限）を参考にして、少なくとも自動車リース料への政務調査費の支出は3分の1を上限とするのが合理的である。

しかし、源野議員、秋島議員、久保議員、横越議員、松井議員、安達議員及び田中議員は、毎月の自動車リース料の2分の1相当額について、また、澤飯議員は、毎月の自動車リース料のうち3万円（本件手引きの限度額）について、それぞれ政務調査費を支出しているが、これらの金額のうち毎月のリース料の3分の1を超過する部分の支出は違法である。

イ したがって、源野議員、秋島議員、久保議員、横越議員、松井議員、澤飯議員、安達議員及び田中議員は、それぞれ上記超過部分に相当する金額である別紙議員等目録の「自動車リース料」のうち「当審」欄記載の金額を返還すべきである。

(3) 本件に係る不当利得返還義務の履行期について

ア 本件条例10条2項は、収支報告書等の提出期限のみならず、前金払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の4月30日であることを規定するものであるから、政務調査費の支出が本件用途基準に適合しないときに議員が負う不当利得の返還義務は、翌年度の4月30日という確定期限の定めがある債務である。

イ したがって、本件各議員は、不当利得として返還すべき政務調査費について、平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の

割合による遅延損害金の支払義務を負う。」

(4) 原判決 1 1 頁 2 行目の次に、以下を加える。

「本件手引きは、事務所費として政務調査費を充当できる事務所を 1 か所に限り、その活動の実態に応じて按分充当すると規定しているが、調査研究活動専用事務所の事務所費については全額政務調査費を充当できることを当然予定しているし、議員が複数の事務所のうち 1 か所を調査研究活動専用事務所として利用する場合があることも、また当然である。したがって、議員が 1 か所の事務所の事務所費の全額に政務調査費を支出しても、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が存在するということとはできない。」

(5) 原判決 1 1 頁 1 8 行目の次に、以下を加える。

「エ 澤飯議員は、政務調査活動を通常自宅で行っていたが、選挙期間と重なった平成 2 3 年 4 月に限り、事務所において選挙活動とともに政務調査活動を行い、その活動の割合は 2 分の 1 を優に超過する状態であった。このことは、澤飯議員が、自宅の光熱費、電話設備代及び通信費用について、通常時は按分して政務調査費を支出していたが、平成 2 3 年 4 月分に限り、そのために政務調査費を一切支出していないことから裏付けられる。したがって、澤飯議員が平成 2 3 年 4 月分の事務所賃料の 2 分の 1 に政務調査費を支出したことについて、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が存在するということとはできない。」

オ 井沢議員の事務所費のうち新聞購読料について、その領収証に記載された住所はその支払がされる場所にすぎず、しかも、領収証には配達先の宛名として「井沢義武市政相談室」と記載されているから、新聞が政務調査活動を行う事務所に配達されたことは明らかである。したがって、上記新聞購読料への政務調査費の支出について、政務調査費の本来の使

途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が存在するということとはできない。」

(6) 原判決 12 頁 1 行目から 12 行目までを次のとおり改める。

「 なお、本件手引きが自動車リース料についての按分率の基準等を定めていないことは、自動車リース料への政務調査費の支出の違法性を裏付けるものではないし、自家用車であるからといって、議員の個人的用務に使用される割合が大半であるともいえない。

(4) 本件に係る不当利得返還義務の履行期について

政務調査費の返還義務の法的性格は不当利得返還義務であり、期限の定めのない債務である。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1 審原告の本件請求（ただし、当審における拡張及び減縮後の請求）は、清水議員（1 審被告補助参加人）に対して 66 万 9 千 1 百 17 円、澤飯議員に対して 1 万 3 千 9 百 60 円、上田議員に対して 49 万円をそれぞれ支払うよう請求することを求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 13 頁 2 行目の次に、以下を加える。

「 なお、1 審原告は、政務調査費の支出の違法性を判断するに当たっては、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であるか否かという基準ではなく、本件用途基準に適合するか否かを基準とすべきであると主張するが、後述するところから明らかであるとおりに、本件用途基準を具体的な指標とした上で、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であるか否かを検討しているのであるから、1 審原告の主張は当を得ない（原判決を正解しない）ものといわなければならない。」

(2) 原判決16頁14行目から17頁6行目までを次のとおり改める。

「(ウ) これに対し、1審原告は、源野議員の自動車リース料に係る自動車は自家用車であるから、個人的な用務に使用される割合が大半である上、議員活動に使用される場合にも調査研究活動とその他の活動が渾然一体となっているから、本件手引きが規定するところの調査研究活動事務所兼政治団体事務所兼住居等の形態の事務所の通信費に係る按分率を算出する算式及び政務調査費充当限度額（按分率の上限）を参考に、少なくとも上記自動車リース料への政務調査費の支出は3分の1を上限とするのが合理的であると主張する。

しかし、リースした自動車が自家用車であるからといって、個人的な用務に使用される割合が大半であると直ちに推認することはできないし、そのように認めるに足りる証拠はなく、かつ、リース料への政務調査費の支出の上限を3分の1とするのが合理的であると解する根拠はないから、1審原告の主張は採用することができない。」

(3) 原判決19頁9行目から10行目にかけての「備品の購入に」を「備品の購入について、同種の機器につき1任期1回限りとし、かつ、1機種10万円を範囲として」に、同23頁8行目の「上記費用」を「茶菓子購入費を含め、1審原告が問題とするテレビ受信料等の上記各費用」に、同24頁6行目から7行目にかけての「割合である2分の1」を「割合」にそれぞれ改める。

(4) 原判決24頁26行目の「場合に比し、」の次に「市場原理が有効に機能せず、」を加え、同25頁7行目の「充当した額」を「充当した賃料額」に改める。

(5) 原判決28頁10行目の「本件手引きは、」の次に「事務所通信費（テレビ受信料等）を事務所費の例として定めるとともに、」を加え、同11行目の「備品の購入に」を「備品の購入について、同種の機器につき1任期1回

限りとし、かつ、1機種10万円を範囲として」に改める。

(6) 原判決28頁24行目の「証拠を通覧しても、」から25行目の「証拠はない。」までを「選挙期間と重なった平成23年4月につき、議員にとって選挙活動の比重が極めて高くなることは容易に想定されるどころ、そのような時期に同事務所において選挙活動に加えて政務調査活動が行われたことを的確に認めるに足りる証拠はない。なお、1審被告は、澤飯議員が、平成23年4月分に限り、通常は按分支出していた自宅の光熱費、電話設備代及び通信費用に政務調査費を一切支出していないことを指摘するが、そのことから直ちに同事務所において政務調査活動が行われたことを推認することはできない。」に、同30頁1行目の「割合である2分の1」を「割合」にそれぞれ改める。

(7) 原判決32頁12行目の「新聞購読料」から21行目末尾までを次のとおり改める。

「北陸中日新聞及び北國新聞の購読料合計10万2117円に政務調査費を支出したこと、購読料の毎月の領収証及び領収証兼口座振替済通知書には、その宛名として「井沢義武市政相談室」と記載され、同議員の自宅の住所が併記されていることが認められる。そして、上記領収証等には、井沢議員の自宅の住所が記載されているとはいえ、宛名が同議員や家族の個人名ではなく、「井沢義武市政相談室」とされていることに照らせば、上記新聞は、井沢議員が調査研究活動にとって必要な情報を収集するための資料として定期購読していたと認めるのが相当である。領収証等に併記された自宅住所は、購読料の支払者としての井沢議員の住所を便宜記載したにすぎないと解することができるのであって、必ずしも新聞の配達先と考えなければならないものではない。なお付言すると、後記イのとおり、新聞購読料以外で事務所費として政務調査費の充当が相当と認められる費用の支出に関し、その請求書や口座振替通知書の宛先が井沢議員の自宅住所にな

っているものもあり（甲47の5・9・13・17・22・26・30・41・49・50・54・55・60・61・65・66），宛先が自宅住所になっている点は新聞購読料に係る領収証等と同様であって，宛先が自宅住所であるからといって，調査研究活動のための支出でないとはにわかには推認できないのである。

したがって，上記新聞購読料への政務調査費の支出について，政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的，外形的事実が存在するということとはできないから，上記支出が違法であると認めることはできず，これらの購読料は，少なくとも本件用途基準及び本件手引きにいう資料購入費（議員の行う調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費）に当たると解することができる。なお，井沢議員は上記購読料を収支報告書において事務所費に含めて報告しているが，政務調査費の支出の違法性の有無は，当該支出がその内容に照らして本件用途基準の各費目に適合するか否かを客観的に判断して決すべきであり，議員の作成した収支報告書の記載の在り方には必ずしも拘束されないというべきである。」

- (8) 原判決33頁6行目から10行目までを削り，同34頁2行目の「このように解しても，」の次に「政務調査費の支出の違法性の有無を判断するに当たって，議員の作成した収支報告書の記載の在り方に必ずしも拘束されないことは，上記説示のとおりであるから，」を加え，同17行目の「割合である2分の1」を「割合」に改める。
- (9) 原判決35頁4行目の「使用」から8行目末尾までを「使用しており，政務調査費の充当額には7か月分の賃料合計49万円が含まれていること，上記事務所を含む建物全体の所有者は上田議員自身であること，賃貸人とされる株式会社上善は，同議員及びその親族が所有する不動産の管理のため設立された会社であり，同議員の妻が代表取締役を務め，同議員が取締役を務め

ている同族会社であって、その業務の一環として建物全体の管理を行っていることが認められる。」に改める。

(10) 原判決35頁9行目から20行目までを次のとおり改める。

「ア 議員が自ら所有する建物を事務所として使用するための賃料としてその支払に政務調査費を充てるということは、いかに管理委託会社を賃貸人として介在させているとはいえ、議員の個人資産の維持形成のために政務調査費が使用されるといって過言ではないし、その管理委託会社が議員自身も関係した同族会社であってみれば、なおのこと賃料が適正額を超えて恣意的に決められるおそれが高いといえるのであって、本件使用基準や本件手引きに照らしても、そのような支出がにわかに適正かつ合理的であるとは認められない。そうすると、上田議員が上記賃料合計49万円の支払のために政務調査費を支出したことは、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実に当たるといふべきであるところ、その点を覆すに足りる反証はない。

したがって、上田議員が上記賃料合計49万円の支払のために政務調査費を支出したことは、違法というべきである。」

(11) 原判決36頁10行目の「井沢議員に対し1481円、」を削り、同20行目末尾の次に「このことは、交付を受けた政務調査費に係る残余があるときの返還義務を規定した本件条例13条が、議員による返還義務の履行を市長の返還命令に係らしめ、その確定的な履行期限を定めていないことから裏付けられる。」を加える。

2 結論

よって、1審原告の本件請求（ただし、当審における拡張及び減縮後の請求）は、清水議員（1審被告補助参加人）に対して66万9117円、澤飯議員に対して1万3960円、上田議員に対して49万円をそれぞれ支払うよう請

求することを求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余を棄却すべきであるところ、1審被告の控訴の一部は理由がある。

したがって、1審被告の控訴に基づき、原判決主文3項を取り消して同項に係る1審原告の請求を棄却し、1審原告の控訴及び1審被告のその余の控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却し、1審原告の当審における拡張請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内 藤 正 之

裁判官 寺 本 明 広

裁判官藤井聖悟は、転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 内 藤 正 之

別紙

議員等目録

議員	事務所費(円)		自動車リース料(円)		自己資金 (円)	原審請求額 (円)	当審請求額 (円)
	原審	当審	原審	当審			
源野和清	374,631	374,631	220,080	73,358	51,059	543,652	396,930
秋島太	291,345	291,345	327,600	109,200	8,913	610,032	391,632
角野恵美子	339,439	317,467	0	0	19,074	320,365	298,393
久保洋子	360,384	348,834	240,000	79,992	80,187	520,197	348,639
横越徹	299,603	305,009	346,620	100,540	592	645,631	404,957
清水邦彦	841,988	841,491	0	0	170,883	671,105	670,608
松井純一	331,438	328,599	204,000	67,992	53,427	482,011	343,164
澤飯英樹	256,070	333,571	360,000	20,004	86,040	530,030	267,535
安達前	298,092	298,092	235,020	78,336	1,477	531,635	374,951
井沢義武	536,538	536,538	0	0	101,419	435,119	435,119
田中仁	458,750	458,750	252,500	74,494	15,544	695,706	517,700
上田章	562,306	574,165	0	0	0	562,306	574,165

これは正本である。

平成27年5月20日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 小川 美穂子

